

広島県立

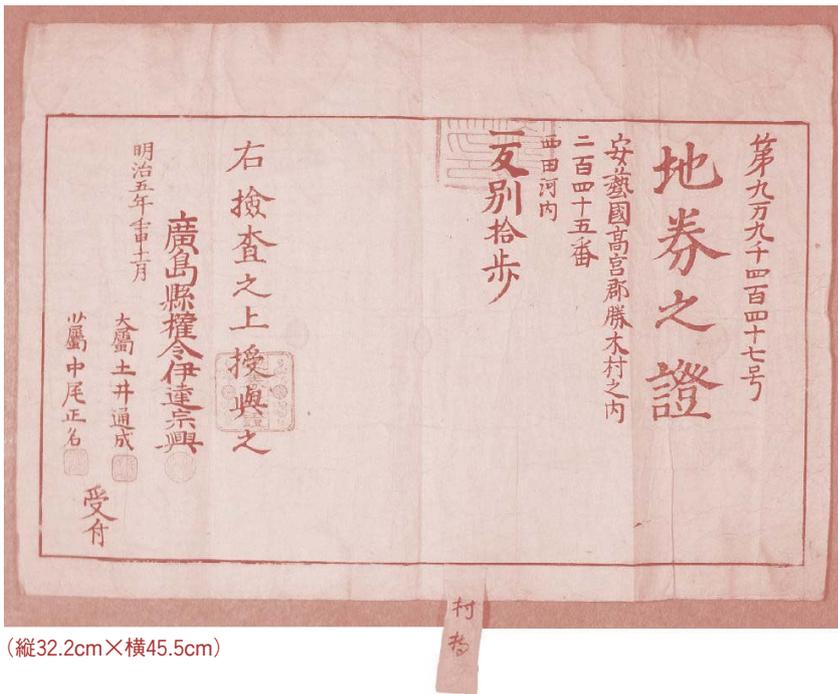
もんじょかん

文書館だより

HIROSHIMA PREFECTURAL ARCHIVES NEWS

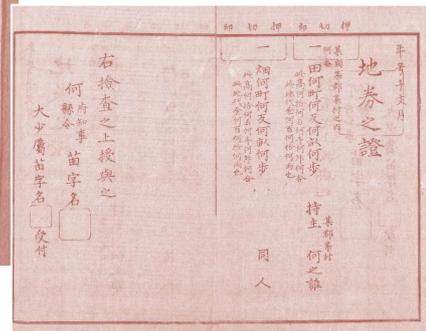
NO.30

2007.8



(縦32.2cm×横45.5cm)

左は壬申地券（重川家文書）
下はその雛形を示した大蔵省の達
（芸北町役場文書）



明治五年広島県の壬申地券

廃藩置県からおよそ半年後の明治五年（一八七二）二月、政府（大蔵省）は達を出し、土地の売買があつた際には、申し立てによつて府県が「地券」を交付することと定めました。のち（同年七月）、この規定は売買の有無に関係なく、すべての土地に適用されることになりましたが、このときに発行された地券を、明治五年の干支をとつて通常「壬申地券」と呼んでいます。大蔵省は、布達の中で地券の雛形（写真右）を示しています。それによれば、地券には土地の石高・地代・持主を記載することになっていましたが、上に掲げた高宮郡勝木村（現在の広島市安佐北区可部町勝木）の地券では、いずれも書かれていません。代わりに「村持」と書かれた付箋が貼られています。

実は、この年の十一月十七日に広島県から出された通達によると、地券発行にあたっては、町や村の所有であつた土地も売却して所有者を決めることとされていきました。ただし、買い手がなく所有者を決められない土地は、地券に反別（面積）だけを書くように指示しており、この地券もその規定に従つたものと思われまふ。

この土地がどのようなものだったのかは分かりませんが、面積は一〇歩（一〇坪）と少なく、おそらく買い手が付かなかつたのだろうと推測されます。「村持」という付箋は、この地券を受け取つた勝木村の役人が心覚えのために付けたのだろうと思われまふ。

旧家に伝来した資料を整理していると、明治時代の地券に出くわすことはよくありますが、この「壬申地券」の本物にお目にかかることはめつたにありません。これには理由があつて、「壬申地券」はのちに地租改正が行われると、新しい地券（改正地券）と交換されていき、土地所有者の手元には残らないのが普通でした。当館の所蔵する諸家文書の中でも、「壬申地券」の現物は数点に満たないと思われまふ。

（長沢 洋）

草創期の広島ユネスコ運動

— 広島県教育委員会行政文書に見る —

広島修道大学名誉教授

宇野

豪つよし

〔寄稿〕

はじめに

今年二〇〇七(平成十九)年は、日本のユネスコ運動発足六〇周年を迎える記念すべき年である。終戦後、わが国で初めてユネスコ運動が歩み始めたのは一九四七(昭和二十二)年七月十九日であった。

この日、東北仙台において日本初のユネスコ協会の発会式が行われたのである。

京都、奈良、神戸などに次いで、広島にユネスコ協会が誕生したのは、その二年後、一九四九(昭和二十四)年十一月であった。そして広島ユネスコ運動は活発に展開され、多くの実績を残しながら、早くも一九六〇・六一(昭和三十

五・三十六)年ごろに「自然消滅」といわれている。この時期の広島ユネスコ運動の足跡を辿るため、数年来資料収集に努め、小論「草創期の広島ユネスコ運動―短命に終わった運動の足跡を追う―」に集約することができた。その資料として、とりわけ広島県教育委員会行政文書「ユネスコ」(請求記号S〇二二二〇〇四―一九五、一九六、一九八の三冊、昭和二十四年―二十八年、社会教育課作成、以下県教委行政文書と略称、写真①参照)は、他に代えることのできない貴重な資料であった。

資料について

僅か半世紀前とはいえ、すでに過去の歴史となった草創期の広島ユネスコ運動に関わる資料は必ずしも多くはない。そのなかでも中心的な資料となったのは『中国新聞』と県教委行政文書であった。

筆者は三年前広島県立文書館を訪ね、館員諸氏の協力を得て、連日『中国新聞』(複製)をめくりユネスコに関わる記事を漁っていたが、その後二〇〇五(平成十七)年六月、同館にユネスコ関係の県教委行政文書が保管されていることを教示され、行き詰まっていた筆者の調査が進展することとなったのである。文書館のご協力に対して心から感謝申しあげる次第である。

資料としては、以上のほかに『朝日新聞縮刷版』、『読売新聞』、雑誌『世界』その他若干の著書・記録を参考にさせていただいた。

県教委行政文書「ユネスコ」について

日本のユネスコ運動は、発祥の地仙台にその典型が見られるように、本来自由な民間運動であるが、この草創期の広島ユネスコ運動は広島県及び広島市の教育委員会の公的支援を受けていたようであ



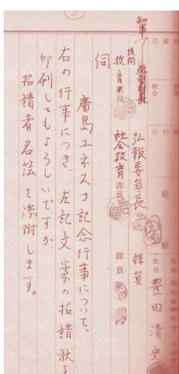
写真① 県教委行政文書「ユネスコ」

な資料であることは間違いない。なお、文書のなかには全国的なユネスコ行事や他都市のユネスコ大会への参加報告なども含まれていて、当時のわが国内のユネスコ運動の実情を知るためにも有効な資料である。

県教委行政文書「ユネスコ」の概要

周知のように、広島ユネスコ運動の胎動は一九四七(昭和二十二)年に始まるが、ユネスコ協会として組織されたのはその二年後であった。県教委文書では、昭和二十四年十月二十八日付で「広島ユネスコ協会設立準備会案内」(写真②)が出され、十一月五日午後、広島女学院講堂において、同準備会主催、県・市他の後援による同準備会が開催され、東大教授矢内原忠雄博士の講演「民族の独立と世界平和」、その他の記念行事が行われることが通知されている。そして十一月十八日協会が発足、その「広島ユネスコ協会発会式報告」の文書(写真③)はこの年の主要文書である。

翌一九五〇(昭和二十五)年、広島ユネスコ協力は二年目にして八月六日原爆の日、「第五回ユネスコ運動全国大会」を開催することを連盟本部に要請し承認



写真② 設立準備会案内の起案文書

された。結果的には朝鮮戦争の余波をうけて、大会は中止され、前日のユネスコ連盟委員会と当日の座談会に切り替えられた。その辺の事情は県教委文書では説明されていない。そのような微妙な情勢による理解が必要であった。

一九五一（昭和二十六）年は日本のユネスコ加盟に向けての準備の年であった。そのためユネスコ駐日代表部による全国の指導者講習会があり、そして夏期には各地で青年及び学生を対象とするユネスコ・ゼミナールが開かれた。広島では宮島小学校を会場として、一週間にわたる「中国地区ユネスコ・ゼミナール」が開講されたのである。その準備段階から実施にかかわる詳細な公文書資料が多く残されている。まさに駐日代表部の指示を受けゼミナールを運営した県教委の担当者苦勞は並々ならぬものがあつたと思われる。そのことは、県教委行政文書によってよく理解できる（写真④は宮島での開講式の記念撮影）。

一九五二（昭和二十七年）年は日本がユネスコ加盟の念願を果たし、「協力会」から「協会」に脱皮した年である。この年

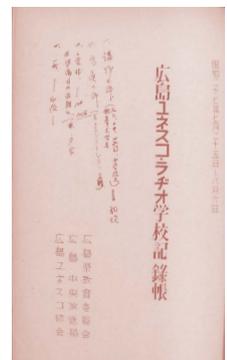


写真③ 発会式の報告起案文書



写真④ 中国四国地方ユネスコゼミナール開講式

とくに注目されるのは、広島県教委、広島中央放送局、広島ユネスコ協会の三者主催による「広島ユネスコ・ラジオ夏季学校」の開設である（写真⑤）。これは宮島町の大聖院を会場にして、七月二十六日から八月六日にかけて、県下十六郡の中学生及び青年を対象に、四期に分けて、ユネスコ精神の普及とラジオの生活化を目的に行つた合宿教育である。この行事は都市部ではなく郡部の青少年を対象にしたものであつたから、その計画、準備そして実施にいたる各段階での通達、解説等の文書は極めて多い。さらにこの年の特徴は、広島ユネスコ協会が中心となつて県内および中国地区にユネスコ協議会を組織することに着手したことである。その関連の文書も少なくない。一九五三

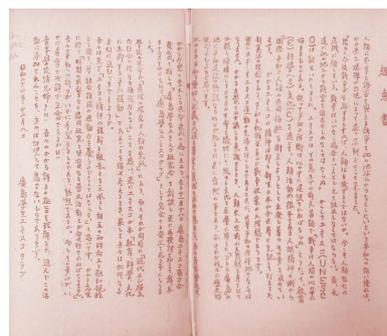


写真⑤ 広島ユネスコラジオ学校記録帳

（昭和二十八）年に関しては、県教委行政文書に広島ユネスコ協会の「昭和二十八年度事業報告」が収められている。そこではこの年十一月を「ユネスコの月」として種々の行事や事業を行うことが計画されている。『中国新聞』によればこの年も前年とほぼ同様に「広島県青少年ユネスコ・ラジオ学校」が宮島で開かれることになつている。ただし、このユネスコ協会の「昭和二十八年度事業報告」では、「八月二十四〜二十七日」の三泊四日の開設となつている。前年に比べ期間が短縮されているが、その理由は不明である。

ところで残念ながら、県教委行政文書として保存されているユネスコ関連の文書は一九五三（昭和二十八）年度末をもつて終わっている。それは単に文書保管の問題なのか、県教育委員会のユネスコ支援が終止符を打つたのか、その辺の事情は不明である。いずれにせよ、その数年後、広島ユネスコ運動自体がいわゆる「自然消滅」の運命を辿ることになつたのである。

なお、さきにも触れたが、この時期の広島ユネスコ運動にとつて学生ユネスコの活動は重要な役割を果たしていた。そ



広島学生ユネスコクラブ趣意書、昭和24年12月8日

して県教育委員会の文書にも学生関係の記録資料はかなり多いが、ここでは紹介を控えた。

おわりに

被爆都市広島市民の間にユネスコ運動が誕生、そして組織化され、県・市教委の支援、さらにユネスコ駐日代表部の援助も加わり、多様な活動ないし事業が展開されたのである。それが草創期の広島ユネスコ運動であつた。この時期の運動にかかわつた人々の多くはずでに過去の人となつている。また、たとえ存命中（筆者もその一人）であつても、その記憶は必ずしも確かではない。それ故県教委行政文書「ユネスコ」は、まさに歴史的証言として価値ある資料と思われる。それが保管されていたこと、そして閲覧に供されたことに深く敬意と感謝を捧げたい。そしてもし可能ならばこの資料に続くユネスコ文書が発掘されることを期待したいものである。

文書館のついで⑪ 評価選別

当館は親機関である広島県庁が作成し非現用となった文書のうち歴史資料として重要な文書を管理しています。そのため、歴史資料として重要な文書を選び出すこと（評価選別）は、文書館の業務として特に重要なものとなります。

広島県文書等管理規則では、保存年限が満了したとき文書を廃棄する、その際広島県立文書館で保存することの適否について文書館長の審査を受け、文書館で保存すると決定された文書については、文書館長に引き渡すと定めています。文書館による文書の評価選別は、この規則に則って行われます。

実際の作業は、保存年限が満了となっ



選別後、廃棄するため積み上げられた行政文書の山。毎年1万箱近く廃棄する。

た文書について、廃棄してよいか当館で保存するかについて個別に判断していきます。本庁の文書は県庁書庫で実際の文書を見ながら行います。大部分は前年度までの選別結果を参考に背表紙（文書の表題や室名が記されている）を見て可否判断しますが、中身を点検し判断しなければならぬものもあります。題名と内容がかけ離れている場合もあります。同じ題名でも、内容が短期的保存価値しか含まれている場合があります。重要案件がせよ、瑣末な案件と重要案件が混在している場合、永久的に保存しようとなるとかなり非効率なことになります。

選別の基本的考え方として、県行政の推移を歴史的に跡付けることが可能なように文書を保存することが第一です。あわせて、県内での様々な動きを跡付けるのに有益な文書を可能な限り保存することを心がけます。具体的には、次のようにいくつかの指標を考慮します。

- ①**業務の重要度** 県庁組織全体を鳥瞰し、それに関わる中核文書を保存する。
- ②**権限（事務）の集中、主管** 事務を主管している所（主管室）の文書を保存し、関係室のものは短期保存とする。たとえば、予算については財政室のものも保存し、各室のものは廃棄する。本庁と出先については、情報の集中という点では本庁を重視しますが、現場

に焦点を当てる必要がある場合は出先のものもサンプル的に保存することもあります。

- ③**共通事務と固有事務** 共通事務より固有事務を重視する。共通事務では管理機能を重視し、庶務的機能は原則として廃棄する。共通事務は共通的な基準（未作成）に基づき判定する必要があります。

- ④**新規業務とルーティン業務** 新規業務を重視し、ルーティン業務はできるだけサンプル保存で済みます。

- ⑤**コア文書と庶務文書** 同一業務から発生する文書において、保存が必要なコアになる文書と短期保存で済む庶務文書を区別する。たとえば、審議会議事録と委員への謝金支払い稟議が別ファイルになっていれば、前者だけを保存する。

- ⑥**途中経過と最終決定** 最終的なもの、オースライズされたものを重視する。たとえば、原稿と刊行物、報告のための調査と報告などは、後者を最終的なものとして保存します。もちろん、政策決定過程に意味がある場合、その過程の一部始終を保存する必要があることもあります。

- ⑦**サンプル保存** 五年ごとにサンプル保存することで済む文書は、サンプル以外は廃棄する。

- ⑧**文書の圧縮度** 少量で中身の濃い文書は保存価値が高い。

⑨**文書の利便性** コンピュータ・データなど利便性のある文書は保存価値が高い。

- ⑩**利害関係者** 利害関係者にとっての保存価値を考慮する。

評価選別には、改善すべき重要な課題があります。現行では、文書の現物やリストにより、個別に判断していますが、評価選別は文書を生み出す業務に焦点をあてる必要があります。指標の第一に掲げた「**業務の重要度** 県庁組織全体を鳥瞰して、内外に影響の大きい業務を特定し、それに関わる中核文書を保存する。」ということを実地に移すためには、県庁組織全体の鳥瞰、各室における業務の体系把握、業務が生み出す文書とその保存管理要件の特定などの調査が要求されます。

現在、いくつかの室をモデルに調査をしています。業務の全体像を把握することは実際にその業務を経験してない者にとって相当の時間を要します。業務に精通している各室の職員の協力が欠かせません。モデル的調査は文書館が主となって実施しますが、全庁的に実施する場合は、各室が主となり、文書館がそれに関与するという方式が考えられます。結局、各室で文書保存計画（リテンション・スケジュール）を策定し、文書館がそれを承認するという米国などで実施されている方式を導入する必要があると考えています。

（安藤福平）

収蔵文書の紹介

田中嗣三資料—ヒロシマを伝える、忘れられたグラフィック関係資料—

田中嗣三資料（請求番号二〇〇五二六）は、戦後初めて本格的に被爆地ヒロシマと県内観光地を紹介したグラフィック『LIVING HIROSHIMA（生きている広島）』（昭和二十四年刊）の関係資料が中心である。総点数は写真原画や校正・検閲原稿など四四一点である。

これらは、昭和五十四年（一九七九）十月に発行責任者の田中嗣三（一九二一〜一九九四）から県立図書館に寄贈され、昨年当館に移管された。

『LIVING HIROSHIMA』は主に海外の人々向けに作成された英文冊子である（和文解説付き）。そのため国内ではあまり知られていないが、個々の写真資料や紙面デザインは芸術的で質が高い。その理由には中島健蔵（評論家、編集）や木村伊兵衛・菊池俊吉・大木実（撮影）、原弘（デザイン・構成）など当時一流のスタッフが制作した、日本のグラフィック草創期の貴重な作品だったからである。

しかし、このグラフィック自体は紙質や印刷が悪くスタッフの力量は伝わりにくい。一方残された写真原画は状態も良く美しい。田中嗣三資料はこの忘れられたグラフィックの真の姿を明らかにするものと

いえよう。

田中嗣三は戦前期広島市内下流川町の書籍組合に属し、戦時は疎開して被爆の難をのがれた。戦後同地に瀬戸内海文庫という書籍会社を興し、原爆の惨禍を後世に伝え、荒廃した市民の心に文化の灯を点そうとした。流川の一角は活字に飢えた市民が集まり、新聞記者や作家などが同文庫をサロンのように訪れたといわれる。

戦後財政の疲弊した広島県は、観光重視の国策を背景に観光広島を掲げ、国際観光客の誘致に乗り出す。そのため県観光協会は観光冊子（後の『LIVING HIROSHIMA』）の刊行を決定した。目玉は、瀬戸内海と被爆地ヒロシマである。田中は観光協会理事としてこの出版に関



原弘によるブックデザインの第一人者。戦後のグラフィックデザインの魁でもある。

流川町下流川町瀬戸内海文庫と社員

わり、事業が県単独として困難になると、瀬戸内海文庫での刊行を目指した。田中は事業の重大性を考え、グラフィック得意な東京の文化社に制作を依頼した。文化社の前身は、戦時に陸軍参謀本部の海外宣伝用グラフィック「FRONT」を制作していた東方社である。同社はグラフィックの技術を引継ぐ国内唯一の集団であり、中島健蔵、木村伊兵衛、原弘はその幹部であった。

戦後は文化社として再出発して一度倒産し、東方社出身の井筒有が同社を引き継いだ。田中嗣三が依頼したのはこのときである。第二の文化社は井筒の他に山室太陀雄、多川精一、菊池俊吉等が加わり、彼らと中島ら元幹部が作ったのが『LIVING HIROSHIMA』だった。社長の井筒によれば利潤を度外視して仕事を続けたといい、「他には求め難いほど信頼できる腕達者」である旧東方社の技術者達が「商売をはなれた情熱に共鳴」し制作したと語っている。目指されたのは単なる宣伝本を超えたグラフィックだった。レイアウトの原弘は「破壊されたヒロシマが建設へ立上っていく現実をありのまま、マイナス面をも拾い上げ」根底から伝える、という自身の構想を語っている。

グラフィックの撮影は昭和二十二年（一九四七）八月から約五十日間県内各地で行われ、約五千枚が撮影された。これらの写真は敗戦直後の県内の風俗風景を切り取った貴重な記録である。



『生きている広島』原写真。左は木村伊兵衛撮影。県内5千枚と被爆時2千枚の中から378枚が選ばれた。右上には田中嗣三著作権所有とある。

撮影後二年間、田中は激しいインフレや検閲を乗り越え「一切を賭けて」『LIVING HIROSHIMA』を完成させる。しかし文化社はすでに消滅し、瀬戸内海文庫も経費負担で解散に至る。

『LIVING HIROSHIMA』関係資料はヒロシマを本格的なグラフィックで世界に伝えるという史上初の試みの記録である。一万五千部を刷った同誌の海外での反響は大きく、田中はグラフィックの命である原写真を大切に残し続けた。

なお田中嗣三の履歴や瀬戸内海文庫については、ご遺族の金子英子さんや同文庫元社員の大田愛子・田中節代さんから貴重なお話を聴く事ができた。田中嗣三資料は著作権の問題をクリアできる写真資料がかなりある。多くの方々の利用を期待したい。

（参考文献）多川精一『焼跡のグラフィック』平凡社新書 二〇〇五（数野文明）

平成十八年度に収集した古文書

石清水八幡宮文書(寄託)

賀茂郡吉行村(現東広島市西条町)の石清水八幡宮は、天平九年(七三七)に安芸国分寺が建立されたとき、その鎮守社として創設されたという。

寄託を受けたのは、文政二年(一一八一)賀茂郡吉行村「国郡志御用書上帖」(『西条町誌』)に掲載されている、同社に奉納された神書のうち、「三代実録」「本朝文粹」「日本書紀」「八幡宮本紀」「古実秘要集」「古今指要集」「法曹至要鈔」などを含む三九種の和書、一五三三点。

木村恒旧蔵文書(寄贈)

旧蔵者は、明治期広島県の代表的な資産家で、広島銀行取締役を勤めた保田八十吉(一八四三〜一九一九)の孫、七兵衛氏の妻に当たる。寄贈されたのはいずれも保田八十吉家文書で、幕末の広島藩海防絵図(二九号表紙)や、「保田家系図」、八十吉宛て賞状類など二〇〇点。

広島銀行『創業百年史』編纂に携わった田辺良平氏が木村氏から譲渡され、当館に寄贈した。

小川家文書(寄託)

小川清介(一八三八〜一九〇四)は佐伯郡草津村(現広島市西区)の医家西家に生まれ、藩医小川家を継いだが、維新

後に小川姓のまま生家に戻り、地域医業に尽くした。

小川清介が、晩年に半世紀を振り返り、思い出を記した「筆のすさび」は、当時の広島島の風物や習慣を知ることができる貴重な記録である。このほか、昭和四年(一九二九)に草津町が広島市と合併した際、広島市へ引き継がれず、焼却処分となるところを、早苗氏(清介の子)が引き取った草津町役場文書や、早苗氏が戦後に広島市教育委員長を勤めた際に収集した学校資料など、六九四点。

徳光家文書(寄贈)

賀茂郡高屋東村(現東広島市高屋町)、福岡八幡宮の神官であったと思われる徳光家に伝来した文書。享保元年(一七一六)の「福岡八幡宮再興帳」や「棟札写」など四八八点。



常念寺「一札」

福田寛氏収集文書(寄贈)

福田寛氏は、昭和二十三年(一九四八)に広島銀行に入行、福岡・名古屋等の支店長、取締役、参事を歴任し、広島経済界の発展に尽力された。また、広島島の文化に対する関心が高く、文人の書画や浮世絵、古文書などを収集された。

その中から、文政五年(一一八二)、浄土真宗大谷(東本願寺)派広島別院(明信院)の敷地購入に関して同寺の輪番を勤めた常念寺が、東本願寺御納戸方に宛てた「一札」など三点が寄贈された。

後藤家文書(寄託)

歴代、備後国三谿郡辻村の庄屋を勤めた後藤家に伝来した庄屋文書など。享和元年(一八〇一)に火災にあったため、全二五二八点の文書は、それ以降の年貢・土地などの庄屋文書が大部分。経営帳簿は昭和初年にまで及ぶ。

児玉家文書(寄贈)

児玉シズエ氏(一八八七〜一九七六)に関わる文書群。同氏は広島島の寺町報専坊に生まれ、山中高等女学校を卒業した。仁方尋常小学校の代用教員などを経て佐伯郡白砂村(現広島市佐伯区)の浄土真宗正楽寺に嫁ぎ、寺務のかたわら、砂谷村愛国婦人会の役員などを勤めた。小学校からの卒業証書や修了証書、採用通知、現地小学校長らとの往復書翰など三七点。

太尾田正明氏旧蔵文書(寄贈)

寄贈者の母であるれん氏が実兄から引継いだ和書一八六点。れん氏の実家は、愛知県額田郡幸田村野沢家で、江戸期には寺子屋を開いており、そこで使用していたものという。

金岡照文書(寄贈)

寄贈者は教育者で、また『広島藩における近世用語の概説』などの著作がある郷土史家でもある。戦後長らく広島大学附属三原中学校で社会科の教鞭を執った後、広島県教育委員会を経て、広島市立基町小学校の初代校長を勤めた。寄贈を受けたのは、戦前・戦中に文部省が発行した『小学国史教師用教科書』や、戦後の小学校・中学校・高等学校の社会科の指導要領などと、古文書のコピーなど、一四七点。

酒井家文書(寄贈)

襖二四四点。賀茂郡原村(現東広島市八本松町原)の酒井家は、明治三十八年ごろに分家し、家屋が建てられたと伝わる。襖を解体したところ、明治十〜二十年代の「高田郡上根村外二ヶ村戸長役場」(広島県高田郡根野村役場)の文書などが下張りに使われていることがわかった。

佐々木勝幸氏収集文書(寄贈)

佐々木勝幸氏(故人)は安芸郡能野町



広島・三次間（三田筋）道路改修関係文書

ある。寄贈されたのは和書類と、高田郡三田村榑崎家から流出したと思われる、広島・三次間（三田筋）道路改修関係文書など二七六点。（請求番号二〇〇六一）

吉井家文書（寄託）

賀茂郡竹原下市村（現竹原市）の吉井家（家号は「米屋」）は、竹原塩田を経営し、塩問屋のほか質店・酒造業を営み、町浜年寄を勤めた。頼家とも関係が深く、町人主体であった竹原の学問・文化向上に深く寄与した。十八年度寄託分は、和書類が収められた懐負箱や文書筆筒を中心に八五五点。（請求番号二〇〇六二）

このほか、千葉家文書（寄託、一九八八二）一九九〇、石踊一則氏収集文書（寄贈、一九九二四）五一点、徳光義治氏収集文書（寄託、一九九〇六）二点、榎本家文書（寄贈、二〇〇二六）一点、長船友則氏

の郷土史家で、古書店などを通じて近隣に関する古文書等を収集し、その一部は当館でもマイクログフィルムに撮影したことが

■平成十八年度研修会
広文協では、平成十八年度に二回の研修会が開催されました。

広文協から

第一回は七月二十五日（火）、呉市海事歴史科学館（大和ミュージアム）に二八名（二機関）が参加して開催されました。同館学芸員の齋藤義朗氏の報告と活用—IPM導入とデジタル化、資料の公開—では、同館の虫害対策に関する取組みなどについて説明があり、その後、四階ライブラリ体験会と館内見学が行われました。

第二回は平成十九年三月二日（金）、広島県情報プラザ第一研修室に、三八名（二機関、二六名ほか）が参加して、「災害の危機管理—公文書・古文書・図書への災害にともなう救出と復旧—」というテーマで開催されました。報告は次のとおりでした。

坂本 勇（有PHILIA）
「災害事例に学ぶ市町村の文書管理災害対策」

岡部紳一（株東京海上日動リスクコンサルティング社）



坂本 勇氏の報告

「地方自治体への事業継続計画の導入—災害の前に準備しておくべきこと—」
西村 晃（県立文書館主任研究員）
「広島歴史資料ネットワークの活動について」

■平成十九年度総会

平成十九年五月二十四日（木）、当館会議室に二五名（一九機関）が参加して開催されました。総会では、平成十八年度事業報告・決算報告、平成十九年度役員選任・事業計画・予算などが議決されたほか、会の名称を「広島県市町公文書等保存活用連絡協議会」と改称することが承認されました。

引き続き、和田行司氏（広島県総務部秘書広報局行政情報室長）により「市町における合併後の情報公開制度」というテーマで講演が行われました。広島県の情報公開請求への対応を交えて話していただき、大変説得力のある内容となりました。

た。その後、県立文書館の収蔵文書展「残された村の記録—広島県深安郡山野村役場文書—」について、数野文明副主任研究員が案内し、市町が行政文書を残す意義について考えるよい機会となりました。

ホームページを御活用ください

広島県立文書館ではホームページを使って情報提供を行っています。トップページ画面には、文書館の紹介のほか、様々なコンテンツを表示しています。

トップページ画面では、「新着情報」の欄を設け、刊行物や行事等の新しい情報が分かるように表示しています。

画面の左右にはコンテンツボタンを並べていますが、右側のボタンは、利用案内のほか、広島県情報プラザ内の施設や周辺情報をお知らせするページにリンクしています。左側のボタンは、文書館の利用に資するための各種情報をお知らせするページにリンクしています。

コンテンツの中身を少し紹介しますと、まず「利用案内」のページでは、収蔵資料の閲覧手続について説明しています。このページからは、文書館の閲覧・複写等の申請書をダウンロードすることができます。閲覧・複写したい資料があらかじめ特定できている場合などは、事前に申請書を作成しておくことができます。

また、文書館の収蔵資料については、



広島県立文書館ホームページのトップ画面

取蔵資料の詳細を表示する各ページでの全体を見ることが出来ます。古文書や複製資料については、それぞれ「古文書」・「複製資料」のページで、地域別と五〇音順の両方で調べることが出来ます。また、一部の文書群については、PDFファイルにて仮目録を公開しているものがあります。取蔵資料のデータベースから検索する機能はありませんが、今後もPDFファイルにて仮目録を随時ホームページ上で公開していく予定です。

なお、ホームページを活用していただく上で、一つ留意点があります。それは、当館の取蔵資料の利用は、閲覧・複写とともに、直接来館して行っていたのが原則だということです。ホームページで公開している申請書PDFファイルは、あくまで事前に館外で申請書を作成する



安田女子大学古文書学実習
古文書裏打ち作業の途中



取蔵文書展を見学に来た山野郷土資料
保存会のみなさん

平成十八年度の主なできごと

ためのものとして御利用ください。インターネットの普及により、様々な手続が自宅で手軽にできる時代になりましたが、当館では来館せずに複製（コピー）のみ入手するといったことは原則として出来ません。

ホームページでは、今後さらに内容を充実させていく予定です。ぜひご活用ください。

- 5月23日 文書調査員会議
- 5月25日 広島女学院大学古文書学実習
- 5月30日 広文協総会
- 6月1日 アーカイブズウィーク開始、取蔵文書の紹介「藩から県へ」広島県の誕生」開始（30日）
- 6月10日 古文書解説入門講座開講
- 6月17日 講演会「山内一豊とその妻」開催、文書館「館内見学」実施
- 7月11日 文書館・図書館ジョイント展示「戦後広島のパブリックメンタリグラフィ―田中嗣三と『生きていく広島』」開催（9月22日）
- 7月15日 続古文書解説入門講座開講
- 7月21日 行政文書を中間書庫へ搬入
- 7月25日 広文協第1回研修会
- 7月31日 文書館だより28号刊行
- 8月9日 安田女子大学古文書学実習
- 8月21日 博物館実習開始（25日）
- 10月5日 取蔵文書の紹介「戦国・安土桃山期の武家文書」開始
- 11月14日 行政文書古文書保存管理講習会
- 1月24日 県立大学古文書学実習
- 1月30日 取蔵文書の紹介「古文書の収納用具」開始（3月5日）
- 1月31日 文書館だより29号刊行
- 3月2日 広文協第2回研修会
- 3月12日 取蔵文書展「残された村の記録―広島県深安郡山野村役場文書」開催（5月19日）
- 3月17日 文書館講演会「残された村の記録―山野村郷土保存会の活動を中心に」開催
- 3月30日 文書館紀要第9号刊行

広島県立文書館だより 第三十号
 平成十九（二〇〇七）年八月二十日発行
 編集発行 広島県立文書館
 〒七三〇-〇五二
 広島市中区千田町三丁目七-四七
 電話 〇八二-一四五一八四四四
 FAX 〇八二-一四五-一四五四一
 ホームページ <http://www.pref-hiroshima.jp/soumu/bunso/monjoikan/index.htm>
 印刷 中本総合印刷



■ 利用案内
 ● 開館時間 9時～17時
 *月～金曜日 9時～12時
 *土曜日 9時～12時
 ● 休館日
 *日曜日、国民の祝日及び休日
 *年末年始（12月28日～1月4日）
 ● 交通
 *JR広島駅からバス（ベイシテイ経由広島港プリンスホテル方面行き）で「広島県情報プラザ前」下車、又は路面電車（紙屋町経由広島港行き）で広電本社前下車約五〇〇m、県情報プラザ二階